

第9 防災防火対象物、防災物品

1 防災防火対象物

(1) 防災規制を受ける防火対象物の部分等

法第8条の3、政令第4条の3で防災規制を受ける防火対象物には、次の部分等も含むものとする。

- ア 防災防火対象物の屋上部分、ポーチ及びバルコニー等の外気に開放された部分
- イ 高層建築物で、その一部が政令第8条に規定する耐火構造の壁及び床で区画された防災防火対象物の用途以外の部分
- ウ 工事中のサイロ、危険物の貯蔵タンク、ガス貯蔵タンク等
※当該対象物は、省令第4条の3第1項第3号に規定する貯蔵槽に該当する。

(2) 次の防火対象物のその部分には、防災物品を使用すること。◆

- ア 防災防火対象物以外の防火対象物で、政令第1条の2第2項に規定する従属的な部分となる飲食店、物品販売店舗、診療所等の部分
- イ 防災防火対象物以外の防火対象物で、舞台を有し、短期的に映画、演劇等の催しに使用される部分
- ウ 防災防火対象物以外の防火対象物で、短期的に物品販売、展示等に利用される不特定多数の者を収容する当該部分

2 防災対象物品

(1) 法第8条の3第1項、政令第4条の3第3項の防災対象物品には次のものが含まれるものであること。

- ア 仕切りに用いられる布製のアコーディオンドア、衝立て
- イ 室内装飾のために壁に沿って下げられている布製のもの
- ウ 映写用のスクリーン（劇場、映画館等で使用されるもの）
- エ 展示会場で用いられる合板で、台、バックスクリーン、仕切用等に使用されるもの
- オ 店舗部分で、商品の陳列棚としてではなく、天井から下げられた状態又はパネル等として使用される合板
- カ 屋外の観覧席、通路等の部分に敷かれているじゅうたん等
- キ 人工芝
- ク 試着室に使用される目隠布
- ケ 昇降機（エレベーター）の床・壁の内面保護等のための敷物等（2㎡を超えるもの）

(2) 次の敷物等は、防災対象物品に含まれないものであること。

- ア 大きさが2㎡以下のじゅうたん等
- イ 接着剤等で床に貼られ床と一体となっている合成樹脂製床シート及びプラスチックタイル
- ウ 畳
- エ じゅうたん等のした敷にクッション材として使用されているアンダーレイ、アンダークッション、アンダーフェルト等
- オ 屋外観覧席のグラウンド、フィールド等に敷かれているじゅうたん等
- カ プラスチック製ブラインド、木製ブラインド
- キ 外壁に沿って垂れ下がっている広告幕
- ク 独立したさお等に掲げる旗

- (3) 防災性能を有しなければならないものとして指定された物品（布製ののれん、装飾幕、紅白幕等で下げ丈が概ね1 m未満のものに限る。）が、極めて小部分に限られ使用されており、周囲の状況から判断して火災の延焼媒介となるおそれのないものについては、非防災物品とすることができる。◆
- (4) 次の物品は防災性能を有している防災物品として取り扱うものであること。
建基法第2条第9号に規定する不燃材料、建基令第1条第5号に規定する準不燃材料及び建基令第1条第6号に規定する難燃材料に該当するもの

3 防災表示

(1) 防災表示

ア 様式

法第8条の3第2項に定める表示は、省令第4条の4第1項第2号の様式により、防災物品に表示すると定められているが、防災表示を適正に行うため、防災ラベルが付されているものであること。

イ 表示の方法

- (ア) 縫付、ちょう付、下げ札等の表示は、見やすい個所に行うこと。
- (イ) 展示用の合板及び大道具用の合板の使用上の特異性及び使用上の実態からみて、表面にちょう付するラベル表示のみでは不十分なため、裏面に表示を行うこと。